

平成28年度

京都市予算編成に対する要望書

平成27年12月

公明党京都市会議員団

平成27年12月1日

京都市長
門川大作様

公明党京都市会議員団
団長 曾我修

平成28年度予算編成に対する要望

国において、「我が国で急速に進む人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口集中を是正し、地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持する」ことを目指す「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年11月に制定され、12月には取組指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「総合戦略」が定められました。

京都市は本年9月、国の「地方創生」の方針にいち早く呼応し、本市での人口減少社会の克服と東京一極集中是正に挑戦するため、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を策定されました。行政のみならず市民・関係団体も一丸となって、人口減少への挑戦に取り組むこととしています。

この人口減少は、高齢化の急速な進行とあわせて、労働人口の減少、経済規模の縮小につながり、それが市民生活や地域の持続性、ひいては都市の持続性を危うくしかねない深刻な問題であると私たち公明党も考えており、この課題への果敢な挑戦はすべての市民が「自分ごと」と受け止め取組まなければなりません。

今後、この戦略に基づき本市活性化とともに何より市民が京都に住んで良かったと実感していただける取組が一層求められます。

公明党が掲げる「人が生きる地方創生」とは、常に原点はいつも人であり、施策のすべてが目指すのは「人の幸せ」であり、その立脚点は、今までも、これからも揺らぐことはありません。

公明党京都市会議員団は、「人が生きる地方創生」のもとすべての市民が安心、安全と幸福を実感できる京都市政の発展に寄与するために、平成28年度京都市予算編成にあたり、全221項目（重点項目として60項目）を要望として提出します。

市長におかれましては、この予算要望を真摯に受け止められ、28年度予算に反映されることを強く要望します。

重点要望項目（60項目）

◎防災危機管理・安心・安全	（4項目）	2
◎行政運営・財政改革	（6項目）	2
◎産業・観光	（5項目）	3
◎環境・エネルギー	（5項目）	4
◎文化芸術・市民生活	（7項目）	4
◎福祉・子育て・教育	（16項目）	5
◎まちづくり	（9項目）	7
◎交通・水道	（8項目）	8

局別要望項目（221項目）

○環境政策局	（13項目）	12
○行財政局	（15項目）	14
○総合企画局	（16項目）	16
○文化市民局	（28項目）	18
○産業観光局	（20項目）	22
○保健福祉局	（34項目）	25
○都市計画局	（17項目）	30
○建設局	（12項目）	33
○消防局	（13項目）	35
○交通局	（12項目）	37
○上下水道局	（13項目）	39
○教育委員会	（27項目）	41
○選挙管理委員会事務局	（1項目）	44

重点要望項目

防災危機管理・安心安全

1. 近年増加している大雨洪水被害を踏まえ、従来の地震に対する防災対策に加え台風等による水災害や土砂災害に対する防災対策を強力に進めること。また、重要となっている「人間の強靱化」を推進するべく全市民的な実効性のある防災教育ならびに防災訓練を推進すること。
2. 地震のみならず近年多発する水災害にも対応した、自主防災組織と協働の自主防災計画の見直しと防災行動マニュアル作成をしっかりと進め、実効性ある防災訓練を行うこと。
3. 年々救急搬送が増加の一途をたどっている。救急車の適正な利用がなされるよう、市民に対し救急需要が増加傾向にある現状についての情報提供を行うなど、啓発に取り組むこと。
4. 放火による火災を減少させるために、市民が防火対策に取り組むことを定めた京都市火災予防条例の改正内容について、市民周知に努めるとともに、市民が地域で行う取組への支援を強化すること。

行政運営・財政改革

5. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、「公務員倫理」を外郭団体も含む全職員の共通認識とし、「不祥事を起こさない、起こさせない組織文化」の構築に全力で取り組むこと。
6. 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略に基づき、市民・関係団体等と連携し、着実な施策の推進を図ること。
7. 「はばたけ未来へ！ 京プラン」の今後の実施にあたっては、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略との整合性を保ち、引続き、個別の実施計画及び各種分野別計画について、各局が毎年の取組を検証し、その内容を情報公開して、着実に推進すること。
8. 政策評価制度については、市民にわかりやすい評価尺度の設定にさらに努めるとともに、その結果を「はばたけ未来へ！ 京プラン」の重点戦略評価に更に活用し、市民満足度の向上に資する政策へ反映させるよう努めること。

9. 京都駅西部エリアの活性化については、「京都駅西部エリア活性化将来構想」に基づき、エリア全体の活性化に向け、新駅設置の実現と第一市場の整備と連動した回遊性を重視した取組を地域の声を十分に反映して具体的に進めること。
10. 「大学のまち」、「学生のまち」である京都市として、その力を存分に発揮できるよう関係者と一体となって「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」に基づき学生及び留学生の就労支援と経済界との連携などを着実に推進すること。

産業・観光

11. 新たな産業戦略ビジョンの実施にあたり、
 - ① グリーンイノベーション・ライフイノベーション事業及びコンテンツ産業を更に戦略的に推進すること。
 - ② 厳しい状況が続く非製造業の活性化、起業率や正規雇用率の向上などの課題の克服を図ること。
 - ③ I O Tなどを契機に新たな産業化の機会を逃さず、早期にもものづくりベンチャー支援環境を整備し、世界規模での企業誘致を図ること。
12. 桂イノベーションパークや産業技術研究所及び京都市成長産業創造センターなどの産学公連携の産業支援拠点が、それぞれの強みを生かして連携し、その能力を十分に活用した京都の産業振興策を進めること。
13. 京都市の施策の柱である京都経済の再生と雇用の創出のため、産業振興に関して専門性の高い人材の育成・活用に更に取組むこと。
14. オール京都市での総合的な雇用創出方針を定め、京都市における雇用創出の機会を充実させること。特に若者の雇用対策については、正規雇用の増大やワーク・ライフ・バランスの視点を重視した雇用施策を進めること。
15. 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズの招致を好機ととらえ「京都観光振興計画 2020」に基づき、スポーツツーリズム、ユニバーサルツーリズムの推進など京都ならではのきめ細かな観光振興策と人材育成の施策の更なる多角的な推進を図ること。

環境・エネルギー

16. 温室効果ガス削減については、国のエネルギー政策の動向を注視しつつ策定された「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を着実に推進すること。また、27年度改定予定の「地球温暖化対策計画」についても厳しい環境ではあるが実効性ある計画とし、市民、事業者の理解と協力のもと効率的な節電などに取組み、「低炭素型まちづくり」の推進にも努めること。
17. 地域におけるごみ減量・資源回収の推進を図ること。その為、市民、事業者への啓発を強化し、リサイクル推進の機運を高めること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクル、ごみの30%を占める紙ごみにおける雑がみリサイクルについては、より一層の広報周知と共にコミュニティー回収の拠点整備を進め、全市展開の取組の強化を図ること。
18. 「しまつのこころ条例」制定と「ごみ半減プラン」（32年度：39万トン）の策定を踏まえ、家庭系ごみの減量については、その実態とあわせて有料指定袋の使用実態の検討も含めて市民、家庭の取組が評価、実感できるプログラムを開発して取組むこと。
19. ごみの減量・再資源化等の推進により、3クリーンセンター工場体制を安定的に維持すること。また、南部クリーンセンター第二工場の整備に当たっては、進行管理を徹底するとともに、世界最先端の環境技術にふれ、地球環境やエネルギーなどの環境問題について、学べる環境学習の拠点となるよう整備をすすめること。
20. 「京都市バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマスの有効活用を図る取組を推進すること。併せてバイオマス産業都市構想の策定に伴い産業都市への選定を目指すこと。また、生ごみと紙ごみの混合物からエタノールに変換する「都市油田」発掘プロジェクトを本格的に拡充し、ごみの再資源化と再生エネルギー採用の具体的推進を図ること。

文化芸術・市民生活

21. 次期「京都文化芸術都市創生計画」を策定するとともに、着実に実行し、①文化芸術の継承と創造、②社会的基盤の整備、③文化芸術と社会の出会いの促進など「文化首都・京都」への体制を拡充し、文化芸術創造都市としてのビジョンを発信すること。
22. 「京都文化芸術プログラム2020」を着実に実行し、日本の文化の真髄である京都の文化や奥深いまちの魅力を世界に発信していくこと。

23. ロームシアター京都を拠点として従来以上に京都の文化芸術と都市の魅力を世界に発信するとともに、市民の利活用を促進すること。特に平成28年1月開館から1年間にわたり実施される「ロームシアター京都オープニング事業」の情報を市民や国内外に向けて発信し事業の成功を期すること。
24. 「京都市交通安全基本条例」に基づく理念や施策を広報周知し、特に児童・幼児・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。飲酒運転・無免許運転・違法薬物や危険ドラッグを使用した上での運転等、重大事故の原因となる無謀な運転を根絶する取組を京都府警などの関係機関との連携強化を図り推進すること。
25. 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画の見直しにあたっては、従来の取組を十分に検証し、実効性のあるものとする。仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進するとともに市民に理解を得る活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また、国や京都府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。
26. 「きょうと男女共同参画推進プラン」の見直しにあたっては、従来以上にDV対策、ストーカー対策については警察との連携強化を図り取組むこと。そのためにもDV被害者支援の中核施設である「京都市DV相談支援センター」は被害者の視点に立った継続的な自立支援に取組むとともに、相談、カウンセリング等はウイングス京都などと連携し、DV被害者への支援を行うこと。また、男性の為のDV被害の支援や相談体制の強化を図ること。
27. 「京都市ユースアクションプラン」の見直しを踏まえ、ニートやひきこもり、不登校などの困難に直面している子ども・若者たちを総合的に支援するため、「京都市子ども・若者支援地域協議会」を中心にNPO等と関係機関が連携し、本人支援、家族支援をきめ細かく取組むこと。

福祉・子育て・教育

28. 自閉症・発達障がい児（者）の支援については、発達障害者支援センターを中心に、支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通じた総合的支援に取組むこと。また待機者の解消については、早期の療育に繋げること。

29. 児童虐待対策については、児童相談所・第二児童福祉センター・こどもみらい館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、一層の情報交換と具体的対策を講じること。
- ① 地域コミュニティの促進をはじめ、各種団体・関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めること。
 - ② 虐待を受けた子どもに対するメンタルケア、自立支援、家族間の修復支援、家庭的擁護の推進、親教育の充実、孤立化の予防など、各種施策の充実に努めること。
30. 平成 29 年 4 月から実施される「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、要支援者に寄り添うサービスとなるよう、シルバー人材センターなどを活用した、多様なサービスを総合的に提供できる仕組みを構築すること。
31. 認知症対策については、国において策定された国家戦略に基づき、早期診断と患者・家族への支援などに取組むとともに、認知症徘徊高齢者の対応に係る取組を充実させるなど、認知症総合支援事業を強力に推進すること。
32. 京都市シルバー人材センターを中心として、高齢者の再就職・社会参加を一層推進するとともに、特に団塊の世代の知識や経験を生かし、地域の支え手の養成に積極的に取組むことにより、生涯現役社会への環境づくりを推進していくこと。
33. がん検診事業については、保険医療システムを活用し、受診履歴を把握して、再度、診察受診する取組に結び付けていくこと。また、受診率向上のためのポイント制の導入などを検討すること。
34. 「健康長寿のまち・京都」の取組については、全市的な運動として展開されるが、市民の健康寿命の延伸に向け、市民が主体となって取組んでいただくための仕組みづくりなど、世代を超えての交流にも取組むこと。
35. ネットサイトの出現など宿泊環境の変化を踏まえ、宿泊サービスの供給量拡大の在り方、並びに安心安全など宿泊サービスの質の確保について、関係局とも連携しながら京都のおもてなし精神にふさわしい対策を講じること。
36. 教職員の資質と指導力の向上については、管理職が教職員との面談等を通じて、きめ細かな指導・助言を徹底するとともに、「総合教材ポータルサイト」などのツールを最大限に活用し、研修体制の充実に努めること。
37. 教職員が子どもたちと十分に向き合う時間を確保するために、事務負担軽減や報告事項のあり方の検討を行うこと。

38. 経済的理由などで教育を受ける機会が損なわれることの無いよう、すべての子どもに教育の機会を確保するための学習支援体制「未来スタディ・サポート教室事業」などをさらに充実させること。
39. 児童・生徒が学校教育の中において、職業体験やボランティア体験などを通し、人のつながりや絆を大切にする人生観や社会性を育むことのできる教育を推進すること。また、主権者教育、保険など生活設計の仕組みや生き方探究教育の充実に努めること。
40. いじめ根絶に向けた取組については、「京都市いじめの防止等に関する条例」のもと、「いじめの防止等取組指針」に基づき、学校、教育機関、児童相談所、法務局、警察その他関係機関で構成する「子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」において、情報の共有を図り、いじめ防止に強力に取り組むこと。
41. 図書館事業については、市民が読書に親しむ環境づくりに努めるとともに、居場所となりうる魅力ある図書館づくりのリニューアルも含めたモデル事業を検討すること。
42. 不登校に対する対策として、早期対応と未然予防の視点に立ち、「家庭教育支援」の充実が必要であり、「家庭教育支援チーム」のモデル実施に取り組むこと。
43. 学校トイレの洋式化については、避難所機能のある体育館や地域の方々が利用される施設の近くのトイレ等の洋式化も含めて進めていくこと。

まちづくり

44. 建築物の耐震化にあたっては、京都市の特性を踏まえた実効性ある次期耐震改修促進計画を踏まえ、住宅、市有建築物、特定建築物など区分に応じた体制整備のもと、各局が連携して更なる推進を図ること。また、木造住宅の耐震化が一層進むよう、支援制度の手続きの簡素化を更に進めるとともに、関係団体との積極的な連携のもとで、引続き普及啓発に取り組むこと。
45. 南部高度集積地区（らくなん進都）については京都市成長産業創造センターを活用した産学公連携による積極的な産業振興を図るとともに「企業立地促進助成制度」、「企業立地促進のための土地所有者奨励金制度」を積極的に活用し、強力に推進すること。
46. 京都駅南口駅前広場整備事業については「歩くまち・京都の玄関口」「京都の顔」「まちの賑わい」の3つの基本方針をもとに、地域の活性化に資する整備となるよう、着実に推進すること。

47. 市営住宅の整備については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、着実に事業を推進し団地再生を図ること。特に高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等の充実を図ること。
48. 公営住宅の空き家整備を迅速かつ積極的に推進し、公募戸数の確保に努めたうえで、単身者戸数数の拡大と公募回数の改善にさらに取り組むこと。また、子育て世帯枠の応募状況の検証に努めるなど、子育て世帯のニーズを踏まえた住戸の改善を行うことにより、公営住宅の活性化を図ること。
49. 防災・減災の視点に立ち、市民のいのちと財産を守るため、これまで整備してきた道路や橋梁、公園などの社会インフラについては、公共施設マネジメント基本計画に基づき、長寿命化に取り組むとともに、適切な維持管理を積極的に推進すること。
50. 近年、頻発する台風や大雨被害を踏まえ、各局と連携を図り「雨に強いまちづくり推進行動計画」に基づいて着実に推進すること。また、河川の浚渫、整備など浸水対策及び土砂災害対策については国、府と緊密な連携を図り市民の安心・安全対策に取り組むこと。
51. 緊急避難道路や輸送道路となる幹線道路については、優先順位を明確にして計画的な舗装補修を進めること。あわせて、通学路及び細街路を含む生活道路の維持補修は、平成 27 年度に予算を増額し実施しているが、さらに予算を増額し、市民の安心安全をしっかりと守ること。
52. 自転車走行環境ガイドラインに基づき、歩行者の安全の観点から車道における自転車レーンの整備を促進すること。警察と連携を進めて実効性ある違法駐車対策を講ずること。

交通・水道

53. 平成 28 年度からの次期「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」については、地下鉄経営健全化団体からの 30 年脱却に向けてできうる限り早期に策定し実行すること。
54. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、ドライブレコーダーの活用をはじめ市バス運転手への安全研修の充実や「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理受委託先の安全管理体制については毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任をもって指導監督すること。

55. 市バスへのＩＣカード化の導入に伴い、定期割引、乗り継ぎ割引等のＩＣカード化促進策を検討するとともに、併せて値引き額などについても検討すること。また早期の１円単位運賃化に向け、関西内の交通事業者との協議連携を図ること。
56. 「仕事と子育て両立支援プラン」の計画的事業推進とともに、交通局における女性の活躍の場の提供と、女性の幹部登用を積極的に図ること。
57. 平成 26 年度からスタートした「全国一お客様サービス実践プロジェクトチーム」等も活かしながら、京都市が全庁的に進める観光政策と連動し、特に 2020 年東京オリンピック関連事業を見据え、関西広域を視野に企画、ポスターの連携強化など交通事業における「おもてなし戦略（仮称）」を検討すること。
58. 水道事業を市民に理解していただくための広報活動について、第三者の評価を踏まえ一層の充実に努めること。
59. 今後の老朽配水管の更新は上下水道事業の大きな課題である。全体の事業規模と財源を明確にして計画的に進めること。また、更新事業の全体像を市民に説明し市民理解を得るよう努めること。財源の確保にあたって市民が負担する水道料金のみではなく国への要望活動をはじめ積極的に行動すること。
60. 近年多発する大雨災害に備え、雨水幹線の整備をはじめとした浸水対策を計画的に進めること。

局別要望項目

環境政策局

重点項目

1. 温室効果ガス削減については、国のエネルギー政策の動向を注視しつつ策定された「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を着実に推進すること。また、27年度改定予定の「地球温暖化対策計画」についても厳しい環境ではあるが実効性ある計画とし、市民、事業者の理解と協力のもと効率的な節電などに取組み、「低炭素型まちづくり」の推進にも努めること。
2. 市内 222 学区全ての「エコ学区」構築を実現し、地域での自主的なエコ活動に対する支援を強化すること。
3. 「DO YOU KYOTO? クレジット制度」の採用メリットを活かし、特に地域・市民団体などに制度利用の周知・普及に努めるとともに企業のカーボンオフセットの活性化を図り、排出削減を促進すること。
4. 「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、家庭における省エネ活動の実践として、引続き幼児期からの環境教育・学習の積極的な推進と、環境家計簿など身近な所での実践が可能となる施策の促進を図ること。また、家庭の取組から地域ぐるみの活動へと発展するよう区役所と連携し取組の推進を図ること。
5. 官民の連携を強化し、住宅用太陽光発電及び太陽熱利用の普及促進とともに家庭用蓄電設備のより一層の普及に努めること。また、エネルギー自立を柱とする地域発展戦略を展開していくためにも、地域での再生可能エネルギー創出などの活動を強化すること。
6. 新たな「京都市ごみ半減プラン」に則り、「エコイベント」などを活用し、行政・事業者・市民が連携し更なるリデュース・リユース（2R）の全市的な展開を図ること。

重点項目

7. 地域におけるごみ減量・資源回収の推進を図ること。その為、市民、事業者への啓発を強化し、リサイクル推進の機運を高めること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクル、ごみの 30% を占める紙ごみにおける雑がみリサイクルについては、より一層の広報周知と共にコミュニティ回収の拠点整備を進め、全市展開の取組の強化を図ること。

重点項目

8. 「しまつのこころ条例」制定と「ごみ半減プラン」(32年度：39万トン)の策定を踏まえ、家庭系ごみの減量については、その実態とあわせて有料指定袋の使用実態の検討も含めて市民、家庭の取組が評価、実感できるプログラムを開発して取組むこと。
9. 「ごみ収集処理業務の更なる改革策」に則り、民間委託化の推進や地域との連携に基づく、総合的な環境行政の展開を図ること。あわせてエコまちステーションを中心に市民サービスの徹底に努めること。

重点項目

10. ごみの減量・再資源化等の推進により、3クリーンセンター工場体制を安定的に維持すること。また、南部クリーンセンター第二工場の整備に当たっては、進行管理を徹底するとともに、世界最先端の環境技術にふれ、地球環境やエネルギーなどの環境問題について、学べる環境学習の拠点となるよう整備をすすめること。
11. 自然環境とくらしを気遣う環境の保全については、「京都市生物多様性プラン」に基づき、京都の優れた自然環境を後世に伝えていくためにも、京都の地域特性を考慮し、市民や事業者が連携して生物多様性の保全に向けた取組を進めることができるよう尽力すること。

重点項目

12. 「京都市バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマスの有効活用を図る取組を推進すること。併せてバイオマス産業都市構想の策定に伴い産業都市への選定を目指すこと。また、生ごみと紙ごみの混合物からエタノールに変換する「都市油田」発掘プロジェクトを本格的に拡充し、ごみの再資源化と再生エネルギー採用の具体的推進を図ること。
13. 水素エネルギーの普及・拡大に向けて「燃料電池自動車普及促進事業」を着実に推進すること。

行財政局

重点項目

14. 近年増加している大雨洪水被害を踏まえ、従来の地震に対する防災対策に加え台風等による水災害や土砂災害に対する防災対策を強力に進めること。また、重要となっている「人間の強靱化」を推進するべく全市民的な実効性のある防災教育ならびに防災訓練を推進すること。
15. 防災危機管理室については、近年の台風や記録的集中豪雨の被害における課題をふまえ、
 - ① 全庁の連携・調整機能を一層強化し、防災・減災対策を強力に推進する中核の組織として、タイムライン（防災行動計画）の視点も入れた被害の最小化に向けた体制を整えること。
 - ② 災害情報及び避難情報については、時機を逸することなく発信するとともに、被災者情報については、行方不明者の氏名の公表のルール化など、あらゆる事態を想定し、あらかじめ、きめ細かく検討し、市民への周知徹底を図ること。
16. 現行の業務継続計画に加え、水害対策編の業務継続計画を策定すること。あわせて、局別・現場別の具体的かつ、明確な計画を策定するとともに、被災された市民への柔軟な対応ができる体制整備を構築すること。
17. 「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画に基づき、徹底した行財政改革を行い、公債償還基金の取崩しなどの特別の財源対策に頼らない財政健全化に努めるとともに、臨時財政対策債については、廃止を強く国に求めること。
18. 公共施設の老朽化や市民ニーズの変化等に着実に対応するため、「京都市公共施設マネジメント基本計画」に基づき、関係部局と密に連携の上、財政健全化を考慮しつつ、コスト及び保有量の最適化を図ること。
19. 公会計制度の導入を着実に進め、京都市財政の見える化と財政のムダ削減を進めること。特に新たな公会計制度を活用できる人材の育成に努めること。
20. 「京都市補助金適正化条例」の運用にあたっては、補助金等に係る予算の執行及び交付の決定の適正化を図り、公平性及び透明性の確保に資するよう、市民に対しわかりやすい情報公開に努めること。

21. 市庁舎整備については、「市庁舎整備に関する提言」をもとにした基本構想・基本計画を踏まえ、耐震のみならず市民に開かれた庁舎となるべく、市会と連携しながら着実に推進すること。
22. 公有財産の有効活用については、「はばたけ未来へ！ 京プラン」の実施計画を踏まえ、今後活用可能な資産を売却のみでなく効果的な活用となるよう更に取組むこと。
23. 学校の跡地活用については、「学校跡地活用の今後の進め方の方針」に基づき、地域の活性化と京都市全体の活性化の観点から、「市民提案制度」を従来以上に活用し、十分な議論を踏まえた上で、取組を進めること。
24. 事務事業評価制度については、事務事業の特性や予算編成システムの進化を踏まえ、市民がわかりやすい公開情報となるように更に努めること。
25. 市政活性化のため「京都市職員力・組織力向上プラン」を強力に推進することにより、地域主権の時代に対応できる新たな人材育成に全力で取組むとともに、民間企業経験者の採用・活用については従来以上に積極的に取組むこと。また、係長認定試験制度の見直しや女性管理職の登用及び人事評価制度の進化等、更なる人材活性化のための制度改革に取組むこと。

重点項目

26. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、「公務員倫理」を外郭団体も含む全職員の共通認識とし、「不祥事を起こさない、起こさせない組織文化」の構築に全力で取組むこと。
27. 全ての外郭団体について、その在り方を根本的に検討し、一層の改革を進めること。
28. 指定管理者制度の運用にあたっては、「運用基本指針」に基づき、選定の透明性と公平性が確保されるよう引続き改革に取組むこと。また、住民サービスの向上と京都市財政に資するような視点を持ち選定するよう努めること。

総合企画局

重点項目

29. 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略に基づき、市民・関係団体等と連携し、着実な施策の推進を図ること。
30. 「国家戦略としての京都創生」の実現に向け、国への働きかけを強化するとともに国内外に向けて京都創生の機運醸成を図ること。また、市民に京都創生について広く知っていただき理解が深まるよう取組むこと。

重点項目

31. 「はばたけ未来へ！ 京プラン」の今後の実施にあたっては、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略との整合性を保ち、引続き、個別の実実施計画及び各種分野別計画について、各局が毎年の取組を検証し、その内容を情報公開して、着実に推進すること。

重点項目

32. 政策評価制度については、市民にわかりやすい評価尺度の設定にさらに努めるとともに、その結果を「はばたけ未来へ！ 京プラン」の重点戦略評価に更に活用し、市民満足度の向上に資する政策へ反映させるよう努めること。
33. 「京都市未来まちづくり 100 人委員会」については、引続き市民の広範な意見やアイデアを政策に活かせる市民参加と協働の取組となるよう、第 1 期から第 5 期までの成果と課題を検証しながら一層推進すること。
34. 京都らしい文化・観光拠点として京都活性化に資する「京都岡崎」の実現をめざす「岡崎地域活性化ビジョン」を、官民連携のエリアマネジメント組織である「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心にロームシアター京都等を効果的に活用して強力に推進すること。

重点項目

35. 京都駅西部エリアの活性化については、「京都駅西部エリア活性化将来構想」に基づき、エリア全体の活性化に向け、新駅設置の実現と第一市場の整備と連動した回遊性を重視した取組を地域の声を十分に反映して具体的に進めること。

36. 京都市立芸術大学の移転を中心とする京都駅東部エリアの整備については、文化芸術都市・京都の新たなシンボルゾーンを創生するとともに、地域の活性化につながるものとする。
37. リニア中央新幹線の京都駅ルートの実現に向け更に積極的に推進すること。
38. 「大学コンソーシアム・京都」と連携した京都から海外への留学生増大事業を着実に推進すること。
39. 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の目標である平成32年度までの15,000人の受入留学生達成に向け、戦略的に施策を展開すること。

重点項目

40. 「大学のまち」、「学生のまち」である京都市として、その力を存分に発揮できるよう関係者と一体となって「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」に基づき学生及び留学生の就労支援と経済界との連携などを着実に推進すること。
41. 情報化社会の急速な進展と市民ニーズの変化に対応する広報広聴となるよう、ホームページの戦略的運用やスマートフォン対応のアプリの作成、Facebook等を活用した市民協働型の情報交換など、情報を生かした広報広聴力の強化に努めること。
42. 行政の効率化と市民サービスの向上に資するための電子自治体（ICTガバナンス）の実現に努めるとともに、クラウドの積極活用を図ること。
43. オープンデータ、ビッグデータの利活用を促進するため、取組方針等を策定すること。
44. 東部クリーンセンター跡地活用については、地方創生の戦略に合致する未来志向の政策を推進するものとする。そのうえで、地域住民が協力できる施設を建設するためにも地元の要望や意見を積極的に求めること。

文化市民局

重点項目

45. 次期「京都文化芸術都市創生計画」を策定するとともに、着実に実行し、①文化芸術の継承と創造、②社会的基盤の整備、③文化芸術と社会の出会いの促進など「文化首都・京都」への体制を拡充し、文化芸術創造都市としてのビジョンを発信すること。
46. 「京都文化芸術都市創生計画」に基づき、練習会場を含め市民の文化芸術活動の場を確保するため学校跡地、空き教室なども有効に活用できるよう検討すること。あわせて幅広い市民が日常的に文化芸術に親しめるよう取組むこと。

重点項目

47. 「京都文化芸術プログラム2020」を着実に実行し、日本の文化の真髄である京都の文化や奥深いまちの魅力を世界に発信していくこと。
48. 京都市交響楽団は60周年記念事業の成功に向け全力で取組むこと。また、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が楽しめる演奏会の開催に取組むとともに、交響楽団からも積極的に市中に赴き、より市民に身近な楽団となるよう努力すること。また観客数増加のためチケット予約や購入の利便性の向上に努め、あわせて広報宣伝活動に積極的に取組むこと。

重点項目

49. ロームシアター京都を拠点として従来以上に京都の文化芸術と都市の魅力を世界に発信するとともに、市民の利活用を促進すること。特に平成28年1月開館から1年間にわたり実施される「ロームシアター京都オープニング事業」の情報を市民や国内外に向けて発信し事業の成功を期すること。
50. 日本の文化遺産が多く存在する京都の特性を踏まえ、収蔵施設の充実と発掘調査の成果など、貴重な考古資料のより一層の活用に努めること。また保存体制の充実強化を図る上では国からの支援を積極的に要望していくこと。
51. 「みやこ文化財愛護委員」や「文化財マネージャー」の活躍する場を拡大するとともに多くの市民が文化財保護活動に参加できる仕組みづくりに取組むこと。

52. 「京都をつなぐ無形文化遺産制度」については、広く市民からの意見を募り事業の継続発展を図るとともに、京の食文化・花街の文化・地蔵盆・京のきもの文化については選定のみならず、周知と充実および継承発展に尽力すること。
53. 京都市美術館再整備基本設計に基づき、平成 30 年度のオープンを目指し着実に推進すること。あわせて、より幅広い市民が利用でき、美術に親しめる施設となるよう取組を進めること。
54. 京都市動物園については“命の大切さ”や環境問題など「楽しく学べる動物園」として幅広い市民に親しまれるよう取組むこと。あわせて地下鉄との連携強化をはかり来園者の 100 万人達成に向けて取組むこと。
55. 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」については全区で展開するための組織体制と各区版運動プログラムを策定し各関係機関と連携を図り、誰もが安心安全に暮らし、観光できるまちづくりに取組むこと。
56. 地域住民の基幹施設である区役所のあり方についてさらに検討を深めること。引続き京都ならではの地域力を生かした政策立案機能を強化し、区民提案・共汗型まちづくり支援事業などを通して地域に密着した事業推進を図ること。あわせて各区の計画への事業評価制度を導入すること。
57. 補助金等を支出している N P O 法人に対する必要な支援措置を講じるとともに会計も含めた管理体制の把握に努めること。
58. 「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」の主旨を活かし、各種団体との連携を一層強化し、地域コミュニティ活性化を積極的に推進すること。
59. 「京都市人権文化推進計画」をふまえ、子どもも高齢者も、女性も男性も、障がいの有無も国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく一人一人が人権の大切さを認識し、豊かな人間関係が育まれる社会を目指すこと。また、課題となっているヘイトスピーチについても対策を講ずること。
60. 消費生活相談センターの業務や各区役所の市民相談事業については、関係機関等と連携し、市民の多様なニーズに応えるために更なる体制強化を図ること。

61. サル、クマ、イノシシ、シカ等といった住宅街の有害鳥獣被害について、専門機関や近隣市町村、地元住民の協力と理解を得て実効性のある対策を講じること。また特定外来生物については、専門機関と連携し捕獲の強化や生息状況調査に取り組むこと。

重点項目

62. 「京都市交通安全基本条例」に基づく理念や施策を広報周知し、特に児童・幼児・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。飲酒運転・無免許運転・違法薬物や危険ドラッグを使用した上での運転等、重大事故の原因となる無謀な運転を根絶する取組を京都府警などの関係機関との連携強化を図り推進すること。
63. 路上喫煙禁止条例を実効力あるものにするため、市民啓発の取組を一層充実させるとともに、国内外の観光客に向けての広報周知に取組み、市内全域での喫煙マナーの向上を図ること。あわせて分煙対策についてももしっかり取り組むこと。

重点項目

64. 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画の見直しにあたっては、従来の取組を十分に検証し、実効性のあるものとする。仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進するとともに市民に理解を得る活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また、国や京都府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。

重点項目

65. 「きょうと男女共同参画推進プラン」の見直しにあたっては、従来以上にDV対策、ストーカー対策については警察との連携強化を図り取り組むこと。そのためにもDV被害者支援の中核施設である「京都市DV相談支援センター」は被害者の視点に立った継続的な自立支援に取り組むとともに、相談、カウンセリング等はウイングス京都などと連携し、DV被害者への支援を行うこと。また、男性の為のDV被害の支援や相談体制の強化を図ること。

重点項目

66. 「京都市ユースアクションプラン」の見直しを踏まえ、ニートやひきこもり、不登校などの困難に直面している子ども・若者たちを総合的に支援するため、「京都市子ども・若者支援地域協議会」を中心にNPO等と関係機関が連携し、本人支援、家族支援をきめ細かく取り組むこと。

67. 「ひきこもり地域支援センター」の運営を充実強化し、若者世代と同時に40歳以上の世代の方々のひきこもり対策を充実強化するとともに家族に対してきめ細やかな支援に努めること。
68. 京都の多様なスポーツ文化が息づく市民スポーツの首都を目指すこと。そのため新たに見直しがされた「スポーツの絆が生きるまち推進プラン京都市市民スポーツ振興計画」を踏まえ、京都市スポーツ施設についても市民に愛され理解される施設管理・運営を行うこと。
69. 生涯スポーツの世界大会「関西ワールドマスタースゲームズ2021」の成功に向け、市民への広報周知に努めること。また市民ぐるみで開催の機運を高めること。
70. 京都マラソンを定着させ発展するべく、27年度の実施状況を検証し、課題の解決に取組み、オール京都の協力を得て創意工夫を重ね、末永く市民に愛され親しまれる事業にすること。
71. 「京都 京北未来かがやきビジョン」を着実に進めるとともに、更に新たな「京都市過疎地域自立促進計画」の推進にあたっては地元住民の意向も踏まえた実効性あるものとする。
72. マイナンバーカードを利用した、コンビニエンスストアにおける各種証明書交付を実施できる体制を整備すること。

産業観光局

重点項目

73. 新たな産業戦略ビジョンの実施にあたり、
- ① グリーンイノベーション・ライフイノベーション事業及びコンテンツ産業を更に戦略的に推進すること。
 - ② 厳しい状況が続く非製造業の活性化、起業率や正規雇用率の向上などの課題の克服を図ること。
 - ③ IOTなどを契機に新たな産業化の機会を逃さず、早期にものづくりベンチャー支援環境を整備し、世界規模での企業誘致を図ること。
74. 京都経済の活性化において重要な中小企業への支援策を強化するため、「京都市中小企業振興条例」（仮称）を制定すること。
75. 中小企業金融支援について、金融機関、保証協会とも十分な連携をとり、手続きの簡素化やより実態に沿った制度への見直しなど使いやすい制度として更に深化させるとともに、利用者のニーズに対応した総合的な経営支援を行うこと。

重点項目

76. 桂イノベーションパークや産業技術研究所及び京都市成長産業創造センターなどの産学公連携の産業支援拠点が、それぞれの強みを生かして連携し、その能力を十分に活用した京都の産業振興策を進めること。

重点項目

77. 京都市の施策の柱である京都経済の再生と雇用の創出のため、産業振興に関して専門性の高い人材の育成・活用に更に取り組むこと。

重点項目

78. オール京都市での総合的な雇用創出方針を定め、京都市における雇用創出の機会を充実させること。特に若者の雇用対策については、正規雇用の増大やワーク・ライフ・バランスの視点を重視した雇用施策を進めること。

79. 京都の伝統産業界の置かれている厳しい状況のなか「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」に基づき、伝統産業発展の新たな分野について「知恵産業融合センター事業」「京もの国内市場開拓事業」、「京もの海外市場開拓事業」等を着実に実行し、関連業界とも連携を図り伝統産業の活性化に対し、積極的に取組むとともに毎年度総括して進捗状況を報告すること。
80. 「京都市商業活性化アクションプラン 2011」の推進に取組むとともに、「京都市商店街の振興に関する条例」に基づき、今日のめまぐるしい商業環境の変化に即応できるよう、商業者、消費者のニーズを捉え、機動的に対応できる仕組みを構築し、各々の商店街の実態に即した振興策を講ずること。
81. 「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」に基づき、引続き、京都独自のソーシャルビジネス支援を着実に推進すること。

重点項目

82. 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズの招致を好機ととらえ「京都観光振興計画 2020」に基づき、スポーツツーリズム、ユニバーサルツーリズムの推進など京都ならではのきめ細かな観光振興策と人材育成の施策の更なる多角的な推進を図ること。
83. 観光客急増による観光バスの路上駐車、宿泊環境の変化、外国人観光客のマナーなど、新たな課題の解決に、地域住民の視点を踏まえ、全庁体制で取組むこと。
84. 新たな京都ファン獲得としてラグジュアリー層への取組を強化するとともに、「MICE戦略」の周知徹底と受入環境の整備を図り、京都観光の更なる発展に努めること。
85. レンタサイクル業者に対し、観光に訪れた旅行者などレンタサイクル利用者に、駐輪や走行マナーなどについて啓発するよう指導するとともに、自転車損害賠償保険加入を促進すること。
86. スマートシティ京都研究会を中核とし、エネルギーの自立に向けた京都の地域特性を生かした創エネ、省エネシステムを創り出していくこと。

87. 「第一市場マスタープラン」に基づき、食文化の拠点機能を一層充実させ、取扱量の目標達成に努めるとともに、消費者への安全、安心な食料品の供給に努めること。また、京都駅西部エリアの活性化に寄与する視点を持ち、今後の市場の発展策を検討すること。さらに、「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づく施設整備にあたっては、市場関係者の意見を十分に反映しながら進めること。
88. 第二市場「京（みやこ）ミートマーケット」マスタープランに基づいた基盤整備を着実に進めること。また地域周辺住民への生活環境対策を強化すること。
89. 「京都市農林行政基本方針」を基本に、米や木材需要など社会情勢の変化を踏まえ、京都市の特性を最大限に引き出す施策の推進を図ること。特に農林業の担い手を確保するとともに、経営安定化を図るため、産業として成り立つよう育成を図ること。
90. ナラ枯れについては、府との連携の下に、引続き被害対策を進めて解消すると同時に、ナラ枯れ跡地復旧を図ること。
91. イノシシ・シカ・サル・クマなど、深刻な状況にある農作物の有害鳥獣被害について、「京都市鳥獣被害防止計画」に基づき、より強力に被害防止に努めること。また、狩猟者の育成などに取組むこと。
92. 新たに策定された「京都 京北未来かがやきビジョン」に基づき、京北地域の特質を十分に生かし、農林業の担い手の育成や雇用機会の確保に努め、地域資源を積極的に活用した取組を進めること。

保健福祉局

93. 「支えあうまち・京都ほほえみプラン」に基づき、障がいの有無に関わらず共生できる社会を目指した障がい者施策の更なる推進を図ること。特に、就労支援については「京都市障害者就労支援推進会議」を核とし、受入れ企業の拡大と長期就労に向けた定着支援を強力に進めること。
94. 生活保護受給者への自立支援を引続き推進し、ハローワーク就労支援窓口の全区役所・支所への設置を推進すること。同時に、受給における適正な運営を一層強化すること。
95. 既存の福祉サービスでは対応しきれない要支援者への援助のため、地域に密着した課題解決をコーディネートする「地域あんしん支援員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）制度」の充実拡大に努めること。
96. 「京都市高次脳機能障害者支援センター」については、専門相談窓口として高次脳機能障害者支援と障害のある市民が地域で快適に生活できる環境づくりの拠点としての取組を推進すること。

重点項目

97. 自閉症・発達障がい児（者）の支援については、発達障害者支援センターを中心に、支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通した総合的支援に取り組むこと。また待機者の解消については、早期の療育に繋げること。
98. 全ての人が個人として尊重され、安心して安全な生活を営むことができるよう、みやこユニバーサルデザインを推進していくこと。また、実効性ある取組となるよう、本市における取組の進捗管理や情報交換を行っていくこと。
99. 「京都市未来こどもはぐくみプラン」においては、真の待機児童ゼロ、質の高い保育サービスの提供、女性の活躍を後押しする子育て支援策の充実を図ること。

重点項目

100. 児童虐待対策については、児童相談所・第二児童福祉センター・こどもみらい館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、一層の情報交換と具体的対策を講じること。
- ① 地域コミュニティの促進をはじめ、各種団体・関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めること。
 - ② 虐待を受けた子どもに対するメンタルケア、自立支援、家族間の修復支援、家庭的擁護の推進、親教育の充実、孤立化の予防など、各種施策の充実に努めること。
101. 子ども医療費支給制度については、入院、通院ともに中学3年生まで無料化ができるよう京都府とも連携し一層の拡充を図ること。
102. 産後ケア対策「スマイルママ・ホッと事業」の取組を進めるため、これまでの妊産婦支援と融合させて、適切に支援できる仕組みを整えるとともに、事業の広報、周知徹底を図ること。
103. 子育て支援情報発信の充実に図るための「京都是ぐくみアプリ」が、子育て中の保護者の日常生活に役立つものとなるよう、使いやすさと利便性の向上につとめること。
104. 無形文化遺産である「京の食文化」を子どもたちに伝えるため、日本料理アカデミーとの共同での食育授業の研究等の充実に努めるとともに、「食育指導員」の更なる活用で、子どもたちの健全な成長を育む食育の推進を図ること。

重点項目

105. 平成29年4月から実施される「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、要支援者に寄り添うサービスとなるよう、シルバー人材センターなどを活用した、多様なサービスを総合的に提供できる仕組みを構築すること。
106. 地域における医療・介護・福祉の連携強化に向けた「地域包括ケアシステム」の構築を一層推進すること。

重点項目

107. 認知症対策については、国において策定された国家戦略に基づき、早期診断と患者・家族への支援などに取組むとともに、認知症徘徊高齢者の対応に係る取組を充実させるなど、認知症総合支援事業を強力的に推進すること。

108. ひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動については、これまで得られたひとり暮らし高齢者の実態を分析・評価し、地域ケア会議等において、必要なサービスの把握・対応等について検討するとともに、地域の関係機関との連携をより一層深め、地域全体で高齢者を見守るネットワーク構築を図っていくこと。

重点項目

109. 京都市シルバー人材センターを中心として、高齢者の再就職・社会参加を一層推進するとともに、特に団塊の世代の知識や経験を生かし、地域の支え手の養成に積極的に取り組むことにより、生涯現役社会への環境づくりを推進していくこと。
110. 高齢者虐待については、地域包括支援センター、福祉事務所などを中心に、保健・医療・福祉等の関係機関が連携・協力した取組を進めるとともに、養護者への支援強化を図ること。また、市民に対する啓発活動については、研修会の実施などにより理解の促進に努めること。
111. 市民が成年後見制度を円滑に利用できるよう、「京都市成年後見支援センター」を中心に、相談等のワンストップサービスの充実と専門家との連携のもと「市民後見人」が機能して取組を進めるとともに、高齢者などの権利擁護に努めること。
112. 敬老乗車証制度については、市民意見を十分に踏まえ、持続可能な制度の構築に向け多角的に検討すること。
113. 若年性認知症事業については、長寿すこやかセンターの相談対応の更なる充実を図るとともに、地域全体で認知症の方やその家族を支える取組を進めること。
114. 自殺防止対策については、相談機能の充実や、ゲートキーパー研修を市民へ拡大する等、自殺防止の啓発活動にも積極的に取り組むこと。また、認知行動療法をはじめとする「うつ病対策」にも一層取り組むこと。

重点項目

115. がん検診事業については、保険医療システムを活用し、受診履歴を把握して、再度、診察受診する取組に結び付けていくこと。また、受診率向上のためのポイント制の導入などを検討すること。
116. 脳脊髄液減少症については、診断基準が確立したところであり、今後、関係機関・教育機関をはじめとした市民への啓発活動を図ること。

117. 新型コロナウイルスについては、国・府と連携を強化し、保健センターでの対応や移送に係る実地訓練など、本市の果たすべき役割への備えを十分に行うこと。
118. 国の難病医療費助成拡大にともない、対象範囲の拡大や負担の在り方の見直しなど対象者・関係者への周知に引続き努めること。
119. 保健センターへの常勤歯科衛生士の配置や、乳幼児期から少年期までの継続的かつ総合的な虫歯の予防及び治療を受けられるよう経済的な支援など、口腔ケア体制の充実を図ること。
120. 近年増加をたどる口腔がんに対する市民の知識向上や早期発見・早期治療の必要性に関する市民への啓発に取り組むこと。
121. 糖尿病をはじめ全身疾患との関係が注目されている歯周病対策として実施している予防検診事業の受診率向上に取り組むこと。
122. 市民や観光客の健康の保護を図ることを目的とした「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、具体的で実効性のある取組が行われるよう、家庭・地域、関連する諸団体、機関との連携を図り、安全・安心な食材の確保と食の提供に努めること。
123. 動物愛護事業については、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け「動物愛ランド・京都」を中心に、府・市のみならず、ボランティア等が相互に連携する幅広い協働体制により、総合的な取組を円滑に推進していくこと。

重点項目

124. 「健康長寿のまち・京都」の取組については、全市的な運動として展開されるが、市民の健康寿命の延伸に向け、市民が主体となって取組んでいただくための仕組みづくりなど、世代を超えての交流にも取り組むこと。

重点項目

125. ネットサイトの出現など宿泊環境の変化を踏まえ、宿泊サービスの供給量拡大の在り方、並びに安心安全など宿泊サービスの質の確保について、関係局とも連携しながら京都のおもてなし精神にふさわしい対策を講じること。

126. 指定難病となっていない難病並びに疾病を持つ患者に対する支援については、保健センターが相談窓口となり、丁寧な寄り添う相談支援に取り組むこと。

都市計画局

重点項目

127. 建築物の耐震化にあたっては、京都市の特性を踏まえた実効性ある次期耐震改修促進計画を踏まえ、住宅、市有建築物、特定建築物など区分に応じた体制整備のもと、各局が連携して更なる推進を図ること。また、木造住宅の耐震化が一層進むよう、支援制度の手続きの簡素化を更に進めるとともに、関係団体との積極的な連携のもとで、引続き普及啓発に取り組むこと。
128. 「京町家まちづくり調査」結果を十分に踏まえ、あらゆる主体が京町家の保全・再生・活用を促進していく仕組みを更に構築していくこと。
129. 空き家対策については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行に当たって充実強化された「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、空き家の利活用と適正管理に関して具体的施策を講じるとともに体制の強化を図り、各局連携のもと施策の融合を図り実効性ある取組を行うこと。
130. 密集市街地・細街路対策については、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」に基づき、制度・事業を充実するとともに、「京都市細街路対策指針」を踏まえ、周辺部を含めた細街路の状況に応じた実効性ある対策を進めること。

重点項目

131. 南部高度集積地区（らくなん進都）については京都市成長産業創造センターを活用した産学公連携による積極的な産業振興を図るとともに「企業立地促進助成制度」、「企業立地促進のための土地所有者奨励金制度」を積極的に活用し、強力に推進すること。

重点項目

132. 京都駅南口駅前広場整備事業については「歩くまち・京都の玄関口」「京都の顔」「まちの賑わい」の3つの基本方針をもとに、地域の活性化に資する整備となるよう、着実に推進すること。
133. 建物の経年劣化、居室の賃貸化などマンション管理運営に支障が生じやすい高経年マンションについては、良好な居住環境保全及び防災の視点からも、実態把握の上現状の課題整理と今後の具体策を早急に検討すること。

134. 新景観政策の推進にあたっては、京都の歴史的景観の保全に向け、市民協働で施策が実現できるよう景観検証システムを有効に活用し、推進すること。同時に屋外広告物違反指導上の課題については検証・分析し、より市民に理解を得られるよう努めること。
135. 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」において検討された内容を政策に盛り込むとともに、ICT技術の発展を踏まえ、中長期的な展望をもって、「京都未来交通イノベーション研究機構」での研究を活かした取組を全庁挙げて推進すること。
136. 公共交通不便地域における地域と連携した新たな生活支援交通などの交通対策を各局連携のもと推進すること。
137. 「パーク・アンド・ライド」事業の推進・充実については、事業用地の確保、見直しを行い、より拡大策を展開すること。また、ソフト面では広報戦略強化や他県からの観光客への多様な誘導策を一層充実し、駐車場検索アプリの開発など、実効力ある推進を図ること。
138. 歴史的都心地区における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進にあたっては、四条通歩道拡幅整備工事の完了後においても、人と公共交通を優先した魅力あるまちづくりに向け、沿道マネジメントなどソフト面の取組に対しても積極的に支援すること。また、地上機の撤去については歩行者の安全確保に留意し、適正に実施すること。
139. 東大路通の道路交通整備にあたっては、沿道住民を始め、関係者の要望を丁寧に汲み取り、地域の実情に合わせた取組を進めること。
140. 平成32年度を目標年次とした「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想の最終段階にあたる西大路駅地区基本構想の策定に向け、国及び交通事業者と連携を図り、着実に進めること。
141. 長寿社会を踏まえ、高齢者や障がい者等、移動に困難を来す市民ニーズに対して、交通不便地域対策や生活路線の確保等を含む公共交通を目指すための、「交通基本条例（仮称）」の制定に向けて検討すること。

重点項目

142. 市営住宅の整備については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、着実に事業を推進し団地再生を図ること。特に高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等の充実を図ること。

重点項目

143. 公営住宅の空き家整備を迅速かつ積極的に推進し、公募戸数の確保に努めたうえで、単身者戸数の拡大と公募回数の改善にさらに取り組むこと。また、子育て世帯枠の応募状況の検証に努めるなど、子育て世帯のニーズを踏まえた住戸の改善を行うことにより、公営住宅の活性化を図ること。

建設局

重点項目

144. 防災・減災の視点に立ち、市民のいのちと財産を守るため、これまで整備してきた道路や橋梁、公園などの社会インフラについては、公共施設マネジメント基本計画に基づき、長寿命化に取り組むとともに、適切な維持管理を積極的に推進すること。
145. 地震・水害等発生時に緊急避難道路や輸送道路となる、幹線道路及び河川沿岸道路の路面下空洞調査の結果に基づき、今後も引続き計画的に調査を継続し陥没事故の未然防止に努めるとともに、生活道路への調査についても、先進地の事例も参考に検討に努め、市民の安心安全を図ること。

重点項目

146. 近年、頻発する台風や大雨被害を踏まえ、各局と連携を図り「雨に強いまちづくり推進行動計画」に基づいて着実に推進すること。また、河川の浚渫、整備など浸水対策及び土砂災害対策については国、府と緊密な連携を図り市民の安心・安全対策に取り組むこと。
147. 重要幹線道路の整備については、国に予算措置を求め、道路整備事業を計画的に進めること。

重点項目

148. 緊急避難道路や輸送道路となる幹線道路については、優先順位を明確にして計画的な舗装補修を進めること。あわせて、通学路及び細街路を含む生活道路の維持補修は、平成27年度に予算を増額し実施しているが、さらに予算を増額し、市民の安心安全をしっかりと守ること。

重点項目

149. 自転車走行環境ガイドラインに基づき、歩行者の安全の観点から車道における自転車レーンの整備を促進すること。警察と連携を進めて実効性ある違法駐車対策を講ずること。
150. 自転車の安全対策については、世代に応じた実効性ある啓発活動に努め、地域と一体となった利用マナー・ルールの周知徹底を強化すること。また、自転車等駐車場の整備や都市型レンタサイクルの導入をはじめとする自転車利用環境を拡充するなど、「京都・新自転車計画」を着実に推進すること。

151. 50cc以上のオートバイの駐車場の整備について市民、事業者、警察などの関係機関と連携を図ること。特に既存の公共駐車場の自動車から自動二輪車への転用を図り、駐車場整備に取り組むこと。
152. 今後、増大するインフラの維持管理については、市民要望を的確に反映できるよう、ICTを活用した公共土木施設の維持管理システムを活用し、市民協働・共汗型の仕組みを積極的に運用すること。
153. 私道整備助成制度については、受付期間を通年に拡充したことから、必要とされる地域には柔軟かつ迅速に運用するため予算を確保すること。
154. ヒートアイランド対策として、引続き、①屋上・壁面緑化事業の充実、②道路舗装における排水性・透水性舗装を進めること。石畳風保水性舗装については施工箇所の検証などを行ない、着実に推進すること。
155. 「京都市緑の基本計画」に基づき、まちなかの緑化に努めること。また、公園の整備については、用地の確保や緑地の保全に努めるとともに、健康遊具の設置など高齢者や子育て世代が使いやすい公園への質の向上に努めること。

消 防 局

重点項目

156. 地震のみならず近年多発する水災害にも対応した、自主防災組織と協働の自主防災計画の見直しと防災行動マニュアル作成をしっかりと進め、実効性ある防災訓練を行うこと。
157. 自主防災会助成金の在り方を含め、地域の自主防災活動に対し適切な支援を行うこと。
158. 「消防団 100 人委員会 U-35」で出された意見の具体化に、より積極的に取組み、若者や女性を含め、地域各方面からの消防団員確保に取組むこと。
159. 学生消防団活動認証制度の運用を強化し、学生消防団員の就職活動において成果が挙がるように努めること。
160. 消防団施設の耐震化を計画的に進めていくこと。
161. 救急救命士の養成や、既に資格を取得し現場で活動している職員の再教育の実施など、一層の救急体制の充実を図ること。高度救急救護車の運用をはじめ医療機関と連携した救急活動を強化すること。
162. 自動体外式除細動器（AED）の有効性や使用方法を多くの市民に理解していただくように普通救命講習の機会などを利用した普及啓発を着実に推進すること。普及に伴うメンテナンスについても啓発、啓蒙を実施すること。

重点項目

163. 年々救急搬送が増加の一途をたどっている。救急車の適正な利用がなされるよう、市民に対し救急需要が増加傾向にある現状についての情報提供を行うなど、啓発に取組むこと。
164. 消防ヘリ、小型水槽車、消防バイクなど地域や災害特性を踏まえた消防車両や装備の充実努めること。また、訓練や体制の充実を図り、災害に速やかに対応できる体制を整えること。

165. 住宅用火災警報器の未設置世帯への指導や維持、管理の指導に努めること。特に要配慮者世帯については、緊急通報システムへ連動する住宅用火災警報器の設置や京都市 Web119 への登録などをはじめ、保健福祉局と連携を図り、きめ細かな対応に努めること。
166. 市民防災センターにおいて豪雨や都市型水害などの疑似体験を通じて、特に近年多発する水災害への啓発を含めた防災に関する知識や技術を身につけていただき、市民の防災意識や行動力の向上を図ること。
167. 昨年度新たに導入された「京都市既存不適格宿泊施設の防火安全対策事業補助金」について、引続き、防火改修に必要な予算を措置し、修学旅行生を宿泊させる施設の安心安全の確保に努めること。

重点項目

168. 放火による火災を減少させるために、市民が防火対策に取り組むことを定めた京都市火災予防条例の改正内容について、市民周知に努めるとともに、市民が地域で行う取組への支援を強化すること。

交 通 局

重点項目

169. 平成 28 年度からの次期「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」については、地下鉄経営健全化団体からの 30 年脱却に向けてできる限り早期に策定し実行すること。
170. 地下鉄駅周辺での増客に寄与する開発並びにイベント等の駅別戦略の更なる推進を図ること。また東部クリーンセンター跡地活用の検討を積極的に進めること。
171. 地下鉄設備の更新経費の節減については、安全運行の維持に最大限配慮しつつ、防災・減災の視点も加味しながら計画的かつ効率的に取り組むこと。

重点項目

172. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、ドライブレコーダーの活用をはじめ市バス運転手への安全研修の充実や、「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理受委託先の安全管理体制については、毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任をもって指導監督すること。
173. 情報媒体やコンテンツ産業等との連携も図るなど新たな広告媒体の開発を検討し、地下鉄及びバス事業における広告収入増対策を強化すること。また、広告付きバス停留所の設置については、今後も積極的に進めること。
174. バス待ち環境の改善のため、
- ① 上屋付きバス停留所については広告付きにこだわることなく設置を検討していくこと。
 - ② 狭隘歩道等のため規定ベンチが設置できない市内周辺部においては、ベンチ座面幅の狭いタイプの椅子の設置など、歩道を所管する建設局をはじめ京都市総体として積極的に取り組むこと。
 - ③ コンビニエンスストアとの連携も含め、バスの駅設置拡充に向けて積極的に取り組むこと。

重点項目

175. 市バスへのＩＣカード化の導入に伴い、定期割引、乗り継ぎ割引等のＩＣカード化促進策を検討するとともに、併せて値引き額などについても検討すること。また早期の１円単位運賃化に向け、関西内の交通事業者との協議連携を図ること。
176. 駅ナカビジネス年間１０億円の収入の達成に向け、残りの「K o t o c h i k a (コトチカ)北大路」、「K o t o c h i k a (コトチカ)京都」(南)の店舗拡充を進めること。また２８年度経営方針においてもさらに拡充をはかる事。
177. 烏丸線における可動式転落防止柵の設置については、国への要望を強く求めると共により安全対策の強化を図ること。

重点項目

178. 「仕事と子育て両立支援プラン」の計画的事業推進とともに、交通局における女性の活躍の場の提供と、女性の幹部登用を積極的に図ること。

重点項目

179. 平成２６年度からスタートした「全国一お客様サービス実践プロジェクトチーム」等も活かしながら、京都市が全庁的に進める観光政策と連動し、特に２０２０年東京オリンピック関連事業を見据え、関西広域を視野に企画、ポスターの連携強化など交通事業における「おもてなし戦略（仮称）」を検討すること。
180. 案内板の多言語対応など外国人観光客に対するおもてなし事業を「京都観光振興計画２０２０」と連動し、交通局として積極的に推進していくこと。

上下水道局

181. 市民のいのちを守り、市民生活の安心・安全を守るために安定して上下水道事業を運営していくことは、京都市の重要な責務である。そのために、「京の水ビジョン」の後期5カ年の実施計画である「中期経営プラン（2013－2017）」を着実に実行していくこと。計画に基づく事業の推進にあたっては、毎年度実績と計画の対比を行う際には市民の声を結果にフィードバックしながら進めること。

重点項目

182. 水道事業を市民に理解していただくための広報活動について、第三者の評価を踏まえ一層の充実に努めること。

重点項目

183. 今後の老朽配水管の更新は上下水道事業の大きな課題である。全体の事業規模と財源を明確にして計画的に進めること。また、更新事業の全体像を市民に説明し市民理解を得るよう努めること。財源の確保にあたって市民が負担する水道料金のみではなく国への要望活動をはじめ積極的に行動すること。
184. 鉛製給水管の早期解消については、厳しい財政状況の中ではあるが、利用者の安心・安全確保のため、平成29年度までに着実に実行し完了させること。

重点項目

185. 近年多発する大雨災害に備え、雨水幹線の整備をはじめとした浸水対策を計画的に進めること。
186. 総合的な雨水流出抑制の観点から「雨水浸透ます設置助成金制度」のPRに努め、制度の利用拡大を進めること。
187. 大規模な商業施設等における地下水利用専用水道の設置が増加している。それらは大口径の給水装置が接続されバックアップ用に使われているので、市内の地下水利用専用水道の実態把握に努めるとともに、他都市の事例を参考にしながら、今後の適正な料金負担のあり方を検討すること。

188. 地域水道事業及び京北地域水道事業の水道事業への事業統合、及び特定環境保全公共下水道事業の公共下水道事業への経営統合については平成 28 年度までに完了させるとともに、市全体での負担の在り方を検討し市民生活に影響を与えないような上下水道サービスの提供に努めること。
189. 上下水道施設を有効に活用し下水熱利用やガス供給などのエネルギー・環境事業を積極的に進めること。
190. 上下水道施設の改築更新にあたっては、引続き「アセットマネジメント手法」等を用いながら、経費を平準化し効率的に事業を推進すること。
191. 本市下水道事業の高度処理施設整備を推進し、高度処理人口普及率の着実な向上を図ること。河川の水質や水辺環境の保全のため、雨天時に合流式下水道管から流出する下水の水質向上を図る貯留管の整備や雨水吐口の改善を確実に進めること。
192. 節電対策、猛暑対策として有効である水道ミストのモデル設置事業を検証し、家庭や民間事業所、保育・教育施設、観光地等におけるミストの設置普及を推進していくこと。
193. 災害時の飲料水確保のために、5 年間保存可能な「疏水物語」の家庭・事業所等での活用への普及啓発を図ること。

教育委員会

重点項目

194. 教職員の資質と指導力の向上については、管理職が教職員との面談等を通じて、きめ細かな指導・助言を徹底するとともに、「総合教材ポータルサイト」などのツールを最大限に活用し、研修体制の充実を図ること。

重点項目

195. 教職員が子どもたちと十分に向き合う時間を確保するために、事務負担軽減や報告事項のあり方の検討を行うこと。
196. 「学校運営協議会」の全校設置を早期に進めるとともに、小中連携を進める中で、児童・生徒のための学校運営協議会としての充実に関し更に努めること。開かれた学校づくり・地域ぐるみの教育の一層の充実を図ること。
197. 学校と教育委員会が一体となり、コンプライアンスの浸透と推進を図ることにより、教職員の不祥事の根絶を目指すこと。
198. 放課後まなび教室の運営要員の確保、支援内容の充実と小・中学校における土曜学習の更なる充実に関し努めること。

重点項目

199. 経済的理由などで教育を受ける機会が損なわれることの無いよう、すべての子どもに教育の機会を確保するための学習支援体制「未来スタディ・サポート教室事業」などをさらに充実させること。
200. 小中一貫教育推進事業については、管理職および教員の小中間の移動も含め、課題や目標を共有し、連携強化をさらに図ることにより、義務教育9年間の学びと育ちを充実させること。また子どもの立場に立って、保幼小連携を推進すること。
201. 発達障がいをはじめ障がいのある児童・生徒への学習支援及び生活介助等を行う「総合育成支援員」をさらに拡充するとともに、教員との連携を図り、より一層きめ細かな教育を引続き推進すること。
202. 総合支援学校高等部の就労支援については、個人のニーズに応じた進路開拓や就職後の支援に取り組むこと。

203. 子どもが読書に親しむ環境づくりについては、「第3次京都市子ども読書活動推進計画」を中心として、学校図書館の充実や、家庭、地域、民間団体と連携して子供たちをとりまく読書環境の整備に努めること。

重点項目

204. 児童・生徒が学校教育の中において、職業体験やボランティア体験などを通し、人のつながりや絆を大切にする人生観や社会性を育むことのできる教育を推進すること。また、主権者教育、保険など生活設計の仕組みや生き方探究教育の充実に努めること。
205. 「がん対策推進基本計画」等、国の動向を踏まえ、がんに関する正しい理解を深め、将来的ながん検診につながる健康教育を進めること。あわせて、京都府の「がん教育推進プロジェクト」を活用し、各学校へのがん教育出前講座を積極的に行うこと。
206. 小学校の英語教育については、ALT（外国人指導者）の人員増、人材確保をはじめ、児童が英語教育になじめる環境整備に努めること。
207. スマートフォンの急激な普及から、Facebook、Twitter、LINEなどSNSによる、児童生徒の悲惨な事件を防止するため、ソーシャルメディアの利用に潜む危険性から子どもを守る取組を一層推進すること。
208. 危険ドラッグなど多様化する薬物の蔓延から子どもたちを守るため、保護者・地域・関係機関をはじめ京都府警と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の徹底、指導の充実を一層図ること。

重点項目

209. いじめ根絶に向けた取組については、「京都市いじめの防止等に関する条例」のもと、「いじめの防止等取組指針」に基づき、学校、教育機関、児童相談所、法務局、警察その他関係機関で構成する「子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」において、情報の共有を図り、いじめ防止に強力に取組むこと。
210. スクールカウンセラーの拡充、人材確保を図り、スクールソーシャルワーカーの配置を積極的に行うとともにクラスマネジメントシートの活用により実態把握に努め、暴力行為の発生防止や生命の尊厳を学ぶ「いのちの教育」の取組の充実に努めること。
211. 「外部コーチ派遣事業」の更なる充実を図るとともに、国の部活動指導業務にかかる手当の拡充の動向も踏まえ、部活動を積極的に支援すること。

- 212. 学校給食において和食を積極的に取入れ、地産地消、京の伝統文化の実践的学びの機会を図ると共に食育の充実に努めること。
- 213. 定時制高校の単独化にあたっては、設置学科、教育内容等を検討し、ソフト面、体制等議論を深め、市民への周知に努めること。
- 214. 学校統合については良質な教育環境の確保と地域の活性化に資するよう、説明責任を果たし地元理解のもと、丁寧かつ着実に進めること。
- 215. 通学路の安全確保に向けた取組については、引続き、見守り活動や交通安全指導の充実、必要に応じての通学路の変更など地域の意見を十分に踏まえて実効性ある取組にすること。
- 216. 東日本大震災を踏まえ、教育現場において「防災教育スタンダード」や国の委託を受けた「実践的防災教育総合支援事業」などを積極的に活用し、実効性ある防災教育を更に推進すること。
- 217. 環境に配慮した学校施設の長寿命化事業については、小中学校の体育館などの防災機能の強化等を着実に進めること。

重点項目

- 218. 図書館事業については、市民が読書に親しむ環境づくりに努めるとともに、居場所となりうる魅力ある図書館づくりのリニューアルも含めたモデル事業を検討すること。

重点項目

- 219. 不登校に対する対策として、早期対応と未然予防の視点に立ち、「家庭教育支援」の充実が必要であり、「家庭教育支援チーム」のモデル実施に取り組むこと。

重点項目

- 220. 学校トイレの洋式化については、避難所機能のある体育館や地域の方々が利用される施設の近くのトイレ等の洋式化も含めて進めていくこと。

選挙管理委員会事務局

221. 選挙権年齢の引下げに伴い、教育委員会と連携しながら、新有権者をはじめ、若年層を意識した選挙啓発の充実を図ること。

公明党京都市会議員団

青 野 仁 志 (中京区)

かわしま 優子 (伏見区)

国 本 友 利 (左京区)

久 保 勝 信 (山科区)

曾 我 修 (伏見区)

大 道 義 知 (南 区)

西 山 信 昌 (下京区)

ひおき 文 章 (北 区)

平 山 よしかず (西京区)

湯 浅 光 彦 (右京区)

吉 田 孝 雄 (伏見区)

公明党京都市会議員団

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075(222)3732 / FAX 075(212)3608

ホームページ <http://www.kid97.co.jp/komeishikai/>

Eメール komei@lime.ocn.ne.jp